

国立大学法人京都大学教職員給与規程新旧対照表

改正前	改正後																																																																		
<p>(前 略)</p> <p>(俸給の特別調整額)</p> <p>第12条 俸給の特別調整額は、管理又は監督その他の地位にある別表第9の職名欄に掲げる職にある者（指定職俸給表適用者を除く。）に対し、同表に定めるところにより俸給の支給に準じて支給する。この場合において、同一の者が同表の職名欄に掲げる職を複数占めるときは、いずれか高い方の額を支給する。</p> <p>(中 略)</p>	<p>(俸給の特別調整額)</p> <p>第12条 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>第2条 改正後の別表第9の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き同一の職により俸給の特別調整額の支給を受けている教職員（施行日以後に再任される場合を除く。）について、改正後の同表に定める額が改正前の同表に定める額に達しない場合は、なお従前の例による。</p>																																																																		
<p>別表第1～8 (略)</p> <p>別表第9 俸給の特別調整額表（第12条関係）</p>	<p>別表第1～8 (同 左)</p> <p>別表第9 俸給の特別調整額表（第12条関係）</p>																																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職名</th> <th style="width: 30%;">支給額</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>研究科及び総合生存学館 研究科長及び学館長</td> <td style="text-align: center;">240,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副研究科長及び副学館長</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> <td>(総長が指定するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>附属の教育研究施設の長</td> <td style="text-align: center;">60,000円</td> <td>(総長が指定するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>附置研究所 研究所長</td> <td style="text-align: center;">240,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副所長</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> <td>(総長が指定するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>附属の研究施設の長</td> <td style="text-align: center;">60,000円</td> <td>(総長が指定するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>研究拠点及び高等研究院 拠点長及び研究院長</td> <td style="text-align: center;">240,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副拠点長及び副研究院長</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職名	支給額	備考	(略)			研究科及び総合生存学館 研究科長及び学館長	240,000円		副研究科長及び副学館長	50,000円	(総長が指定するものに限る。)	附属の教育研究施設の長	60,000円	(総長が指定するものに限る。)	附置研究所 研究所長	240,000円		副所長	50,000円	(総長が指定するものに限る。)	附属の研究施設の長	60,000円	(総長が指定するものに限る。)	(略)			研究拠点及び高等研究院 拠点長及び研究院長	240,000円		副拠点長及び副研究院長	50,000円		(略)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職名</th> <th style="width: 30%;">支給額</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>研究科及び総合生存学館 研究科長及び学館長</td> <td style="text-align: center;">240,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副研究科長、副学館長及び附属の教育研究施設の長</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> <td>(総長が指定するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>附置研究所 研究所長</td> <td style="text-align: center;">240,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副所長及び附属の研究施設の長</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> <td>(総長が指定するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>高等研究院 研究院長</td> <td style="text-align: center;">240,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副研究院長</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> </tbody> </table>	職名	支給額	備考	(同 左)			研究科及び総合生存学館 研究科長及び学館長	240,000円		副研究科長、副学館長及び附属の教育研究施設の長	50,000円	(総長が指定するものに限る。)	附置研究所 研究所長	240,000円		副所長及び附属の研究施設の長	50,000円	(総長が指定するものに限る。)	(同 左)			高等研究院 研究院長	240,000円		副研究院長	50,000円		(同 左)		
職名	支給額	備考																																																																	
(略)																																																																			
研究科及び総合生存学館 研究科長及び学館長	240,000円																																																																		
副研究科長及び副学館長	50,000円	(総長が指定するものに限る。)																																																																	
附属の教育研究施設の長	60,000円	(総長が指定するものに限る。)																																																																	
附置研究所 研究所長	240,000円																																																																		
副所長	50,000円	(総長が指定するものに限る。)																																																																	
附属の研究施設の長	60,000円	(総長が指定するものに限る。)																																																																	
(略)																																																																			
研究拠点及び高等研究院 拠点長及び研究院長	240,000円																																																																		
副拠点長及び副研究院長	50,000円																																																																		
(略)																																																																			
職名	支給額	備考																																																																	
(同 左)																																																																			
研究科及び総合生存学館 研究科長及び学館長	240,000円																																																																		
副研究科長、副学館長及び附属の教育研究施設の長	50,000円	(総長が指定するものに限る。)																																																																	
附置研究所 研究所長	240,000円																																																																		
副所長及び附属の研究施設の長	50,000円	(総長が指定するものに限る。)																																																																	
(同 左)																																																																			
高等研究院 研究院長	240,000円																																																																		
副研究院長	50,000円																																																																		
(同 左)																																																																			
<p>1 研究科長が学部長を兼ねるものに対しては支給額に70,000円を加算する。</p> <p>2 この表（欄外4を含む。）により俸給の特別調整額の支給を受ける者が学系長を兼ねるもの（学系</p>	<p>1 } (同 左)</p> <p>2 }</p>																																																																		

改正前	改正後
<p>長として俸給の特別調整額の支給を受ける場合を除く。) に対しては支給額に10,000円を加算する。</p> <p>3 学系長が学域長を兼ねるものに対しては支給額に20,000円を加算する。</p> <p>4 その他特に総長が指定するものに対して支給する。 (後略)</p>	<p>3 } (同左)</p> <p>4 }</p>